

境目のまち・三田

現在の市域は^{せつつのくに}摂津国（本来つの国と読みます）に属しその西北端を占めるとともに、かつての首都圏ともいふべき「畿内」の最果てでもありました。その内部は明治29（1896）年の4月までは、二つの郡に分かれ（市史第5巻近代史料I参照）、現在の小柿を除く高平地区は川辺郡に、それ以外の地区は有馬郡に属しました。郡の内部には町や村がおかれ、第4巻近世資料によると市域の江戸時代の村は川辺郡域が10ヵ村（同書85号史料など）、有馬郡域は史料によって変わりますが、年貢の収納帳簿（同書163号史料）には57の地名がみえます（ちなみに現在の自治区・自治会は186）。

このように国境地帯であると同時に郡境が通り、さらにその内部が多数の町・村に細分されていた市域にはたくさんの境目がありました。これらの境目は多くの場合、山や川ですがこのうち特に山の境目は往々にしてあいまいでした。村落に接し日常的に燃料や肥料の採取がおこなわれる里山については利用権の帰属が比較的是っきりしていましたが、いわゆる奥山の境目の意識は特にあいまいだったようです。それが江戸時代になると境目を線として

確定させようとする意識が高まってきました。その典型的な事例が江戸幕府によって三度にわたっておこなわれた国ごとの絵図の作成作業です。この国絵図の作成作業では国境「線」を確定させて絵図に示すことが求められ、否応なしに山の中の国境「線」が人々に意識されることになりました。その結果、国境に沿った山々の各所でその線引きをめぐる山論が発生することになりました。



藍地区の摂津・丹波国境山論史料

境目の多い地域だけあって、市域は山論史料の宝庫です。市史第4巻にも代表的な事例を掲載しましたが、これらは山論の経過のみならず、山と当時の人々の生活との深い関わりが読みとれる史料でもあります。